

労働保険給付請求のおもな指定様式一覧

どんな時	医療機関等	請求書の種類	提出先	備 考	
業務災害 (仕事が原因のケガや病気)	労災指定病院・薬局	様式第5号	病院・薬局	無料で診療が受けられます。	
	労災非指定病院	様式第7号(1)	労働基準監督署	請求書に医療機関等の証明を受けた後労働基準監督署に提出してください。後日、治療費が振り込まれます。	
	労災非指定薬局	様式第7号(2)			
	柔道整復師	様式第7号(3)			
	はり、きゅう、あんま、指圧師	様式第7号(4)			
	〈転医するとき〉	指定病院→指定病院	様式第6号	変更後の病院	無料で診療が受けられます。
		指定病院→非指定病院	様式第7号	労働基準監督署	後日、治療費が振り込まれます。
		非指定病院→指定病院	様式第5号	変更後の病院	無料で診療が受けられます。
	〈休業し4日以上賃金を受けていない時〉	指定病院・非指定病院	様式第8号	労働基準監督署	初回申請時に死傷病報告書とともに提出
	通勤災害 (通勤中のケガ)	労災指定病院・薬局	様式第16号の3	病院・薬局	無料で診療が受けられます。
労災非指定病院		様式16号の5(1)	労働基準監督署	請求書に医療機関等の証明を受けた後労働基準監督署に提出してください。後日、治療費が振り込まれます。	
労災非指定薬局		様式16号の5(2)			
柔道整復師		様式16号の5(3)			
はり、きゅう、あんま、指圧師		様式16号の5(4)			
〈転医するとき〉		指定病院→指定病院	様式16号の4	変更後の病院	無料で診療が受けられます。
		指定病院→非指定病院	様式16号の5(1)	労働基準監督署	後日、治療費が振り込まれます。
		非指定病院→指定病院	様式16号の3	変更後の病院	無料で診療が受けられます。
〈休業し4日以上賃金を受けていない時〉		指定病院・非指定病院	様式16号の6	労働基準監督署	死傷病報告書は不要

◎いずれの請求書も労働基準監督署からの問い合わせに備えて提出前にコピーを取っておいてください。

◎いずれの様式と記載例も厚生労働省のホームページよりダウンロードができます。

※ 厚生労働省労災保険給付関係請求書等ダウンロード

[ダウンロード用 \(OCR\) 様式 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)